

平成23年11月25日

# 震災対策調査特別委員会報告資料

# 目 次

	ページ
1 地震災害対策の検討状況について……………	1
2 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査結果について…………	7
3 神奈川県電力・節電対策基本方針（平成23年度冬期改定版）の策定につ いて……………	9
4 神奈川県県民生活・経済対策について……………	11
5 降下物の放射能濃度測定結果の誤りについて……………	14

参考資料1： 神奈川県地震災害対策検証委員会 中間報告書

参考資料2： 神奈川県津波避難タワー検討会報告書

参考資料3： 津波浸水予測図（素案）

参考資料4： 神奈川県電力・節電対策基本方針（平成23年度冬期改定版）

# 1. 地震災害対策の検討状況について

## (1) 神奈川県地震災害対策検証委員会の中間報告書について

東日本大震災による被災地の被害状況等をもとに、本県の地震災害対策を全体的に検証するとともに、今後必要となる対策の検討を行うため、平成23年6月13日に有識者を構成員とする神奈川県地震災害対策検証委員会を設置し検討を進めてきたが、これまでの検討結果及び早急に取り組むべき対策の方向性について、11月21日に中間報告書として取りまとめられた。

### ア これからの地震災害対策の基本的な考え方

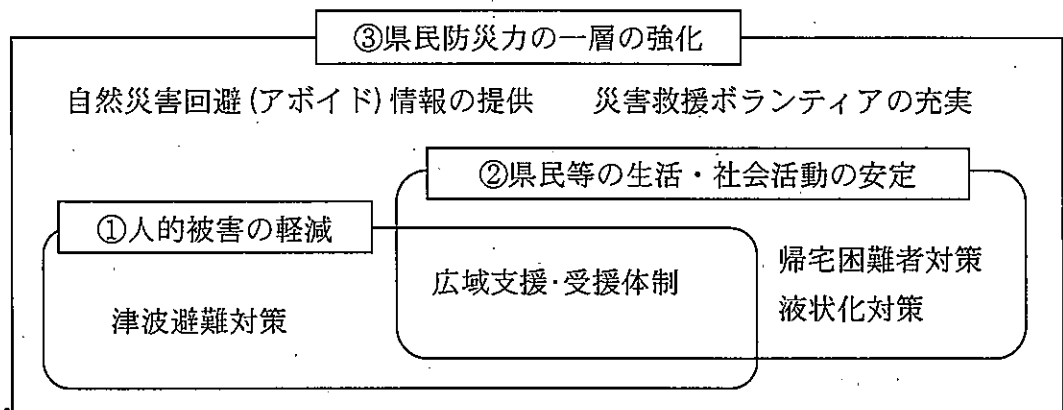
東日本大震災における海岸保全施設の甚大な被害の発生状況を見ると、ハード整備に過度に依存した対策に限界があることが明らかとなった。

今後は、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせ、地震災害対策を更に充実させるとともに、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を強化し、併せて、県民、企業・事業所、行政等の連携をより一層促進することで、県域全体の「災害対応力」の向上を図る。

### イ 対策を検討するための3つの視点

東日本大震災による甚大な被害が集中した岩手県、宮城県、福島県の東北3県の被害状況等を踏まえ、次の3つの視点から、今後の地震災害対策の検討を進めることとした。

- ① 人的被害の軽減
- ② 県民等の生活・社会活動の安定
- ③ 県民防災力の一層の強化



※ この図は、これまで検討した課題を、視点ごとに整理したもの

### ウ 早急に取り組む対策の方向性

- ① 自助・共助の充実による「地域防災力の強化」
  - 津波避難対策、帰宅困難者対策、液状化対策、アボイド情報の提供、広域支援・受援体制、災害救援ボランティアの充実
- ② アボイド情報の広報周知による「人的、物的被害の軽減」
  - 津波避難対策、液状化対策、アボイド情報の提供

③ 迅速、的確な災害情報の受伝達による「適切な行動の促進」

→ 津波避難対策、帰宅困難者対策

④ 効果的な災害応急活動の展開

→ 津波避難対策、帰宅困難者対策、広域支援・受援体制、災害救援ボランティアの充実

## エ 今後の検討

これまで検討を行った津波避難対策等の課題に加え、地域防災力の向上、被災者生活再建支援制度、地震被害想定調査、地震防災戦略等の課題を検討する。

併せて、県民、企業・事業所、行政等の取組を継続的に進めていくための方策について、条例制定の必要性も含めて検討する。

これらの検討結果について、平成24年3月を目途に取りまとめる。

## (2) 津波避難タワー検討会の報告書について

東日本大震災における被災の状況を踏まえて、神奈川県において沿岸の住民や海水浴客等を津波から守るための「津波避難タワー」の設置に向け、効果的な建設手法や望ましい立地のあり方、設置にあたっての諸課題及びその対応策等を検討するため、平成23年9月27日に県関係課、沿岸市町の代表を構成員とする津波避難タワー検討会を設置し検討を進め、10月28日に報告書を取りまとめた。

### ア 津波避難タワーの位置づけ

徒歩による概ね5分程度での避難を可能とするために、津波避難タワーを緊急避難施設の1つとして位置づける。

## イ 津波避難タワー設置にあたっての手順、留意事項

### ① 設置場所・規模等の検討

〈視点〉・地盤等の状況を踏まえた候補地の選定、既存施設の活用

- ・津波の高さ及び想定避難者の数量等
- ・景観に配慮し、観光振興に寄与する機能やデザイン
- ・タワーの設置を可能とする許認可上の整理

### ② 設置主体の検討

〈視点〉・沿岸市町による設置を原則としつつ、港湾等の特定施設管理者の責務を加味

#### ○設置主体の考え方

沿岸市町による設置を原則としつつ、港湾施設など利用を目的とした沿岸の施設については、その管理者が周辺施設の管理者や当該市町と協議して避難対策を検討する中で設置主体を決定する。

なお、その整備にあたっては、県と沿岸市町が連携して進めていくものとする。

### ③ 付加すべき機能の検討

〈視点〉・ 停電した場合の電力確保としての蓄電機能を持った太陽光発電装置の設置  
・ 情報入手のためのラジオ、生命維持のための水・防寒具等の防災資機材の  
備蓄 など

④ 平常時の利活用方法等の検討

〈視点〉・ オレンジフラッグの掲出場所（海岸近くの設置に限られる。）  
・ ライフセーバーやマリンスポーツ関係者の監視場所  
・ 観光振興施設としての展望台  
・ 夜間管理、利活用、塩害対策

ウ 県による津波避難タワーのモデル設置の必要性

沿岸市町では新しい津波浸水予測図をもとにした津波避難計画の見直しに期間を要すること、どのような場所に設置するのが適切なのか検討されていないこと、建設後の維持管理の内容や業務量が明らかでないこと、設置及びその後の維持管理費用が想定できないこと等から、設置に向けた検討が進んでいないのが現状である。

沿岸域には、県が管理する県立都市公園、港湾、漁港もあることから、適当な候補地を県において選定し、モデル的に県が取り組む。

広域自治体としての県が、沿岸市町の指針となるような津波避難タワーを設置し、設置、管理に関する必要な情報の提供を行うことにより、その後の市町の取組みを促す。

(3) 津波浸水想定検討部会による津波浸水予測図等の検討状況について

今後の県の津波対策を検討するため、県、市町等で構成する「神奈川県津波対策推進会議」（平成17年4月設置）の下に、新たに学識者、国、県等による「津波浸水想定検討部会」を平成23年5月13日に設置し、技術的見地から現在想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証を行い、津波浸水予測図などの見直しを進めているところである。11月17日には第3回津波浸水想定検討部会を開催し、津波浸水予測図（素案）、海岸保全施設等の整備の考え方（素案）等について検討を行ったところである。

ア 第3回津波浸水想定検討部会の概要について

① 新たな津波浸水予測図（素案）について

新たな浸水予測図の対象地震と対象津波については、明応型地震（1498年）、慶長型地震（1605年）など14の地震を検討し、今回は、想定津波高が低く予測図の作成の必要が無い東京湾北部地震など2つの地震を除く、12の地震を対象に浸水予測図を作成することとした。

各地域における最大津波高は、慶長型地震による津波で藤沢において10.5m、鎌倉において14.4m、元禄型関東地震と神縄国府津-松田断層地震の連動による津波で真鶴において8.8mといった結果を得た。

なお、津波浸水予測図（素案）については、11月26日に第4回津波浸水検討部会を開催し、確認することとした。

② 海岸保全施設による対策の考え方（素案）について

海岸堤防等の設計水位の決定については、高潮により決定される高さと比較し、いずれか高いほうを設計水位とすることを原則とし、この水位を前提に、海岸の利用や環境、景観、経済性、維持管理の容易性などを総合的に考慮して決定することとした。

③ 改訂版津波ハザードマップ作成の手引き（素案）について

今般の地震を踏まえ、あらゆる想定の中で浸水区域が最大となる津波を採用しハザードマップを作成することを原則とするように改訂する。また、最大ではないが到達時間が5分程度といった津波についても対策が行えるような情報提供が必要との意見を得た。

イ 新たな津波浸水予測図（素案）の公表等について

① 沿岸市町への情報提供

沿岸市町に対しては、11月24日に「津波対策推進会議」を開催し、津波浸水予測図（素案）や改訂版津波ハザードマップ作成の手引き（素案）などを沿岸市町に示した。

② 津波浸水予測図（素案）の公表及び県民意見募集

津波浸水予測図（素案）などは、12月8日に県のホームページ等で公表し、その後、約1ヶ月間、県民の皆様の意見を募集する予定である。

ウ 今後の予定

津波浸水予測図策定のスケジュール（案）

項目 \ 年月	5	6	7	8	9	10	11	12	24.1	2	3
浸水予測図の作成				←.....シミュレーション.....→			○素案	←.....シミュレーション.....→		○案	○策定 公表
検討部会	○第1				○第2		○第3回	○第4回			○第5回
県民意見募集								.....			
沿岸市町への提供							○			○	○
議会への報告					○		○				○

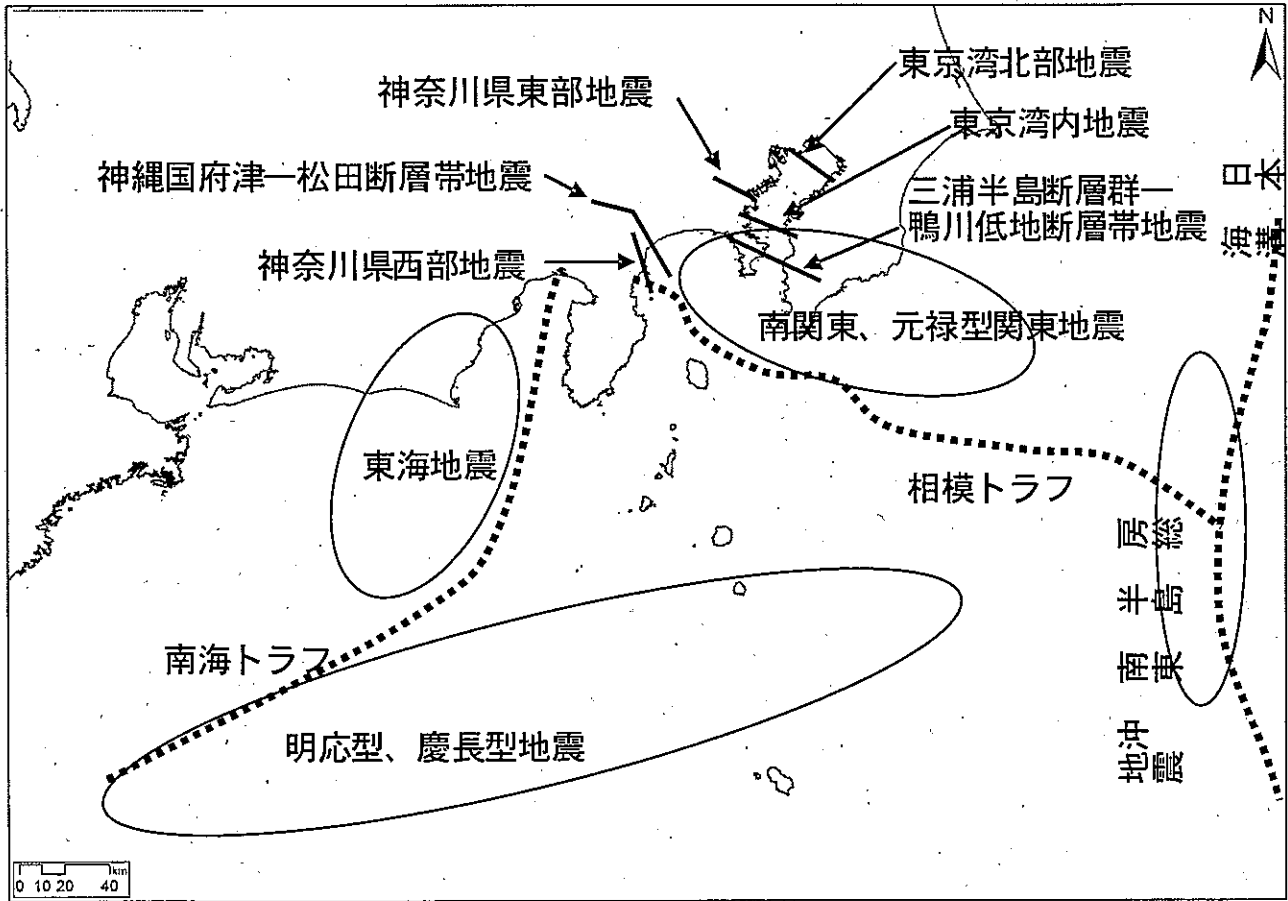
## 今回検討の対象とした地震・津波

No.	対象地震	断層タイプ	検証概要	備考
①	明応型地震	海溝型(南海トラフ)	新たなモデルで浸水予測	
②	慶長型地震	海溝型(南海トラフ)	新たなモデルで浸水予測	
③	南関東地震	海溝型(相模トラフ)	地形条件による再検証	
④	神奈川県西部地震	断層	地形条件による再検証	
⑤	東海地震	海溝型(南海トラフ)	地形条件による再検証	
⑥	神縄・国府津-松田断層帯地震	活断層	地形条件による再検証	
⑦	三浦半島断層群地震	活断層	想定津波高は低く、今回改めて浸水予測図は作成せず	鴨川低地断層帯とつなげた断層モデルとして新たに⑬を想定
⑧	東京湾北部地震	断層	想定津波高は低く、今回改めて浸水予測図は作成せず	東京湾内でタイプの違い新たな断層モデルとして新たに⑭を想定
⑨	神奈川県東部地震	断層	地形条件による再検証	
⑩	元禄型関東地震	海溝型(相模トラフ)	新たなモデルで再検証	
⑪	元禄型関東地震と神縄・国府津-松田断層帯地震の連動	海溝型と断層(相模トラフ)	新たなモデルで再検証	
⑫	房総半島南東沖地震	海溝型(日本海溝)	新たなモデルで浸水予測	
⑬	三浦半島断層群～鴨川低地断層帯地震	活断層	新たなモデルで再検証	
⑭	東京湾内地震	断層	新たなモデルで再検証	

## 各地域における最大津波の到達高と到達時間

地域名	浸水区域が最大となる対象地震	津波到達高(T.P.m)	最大波の到達時間(分)	備考
西湘(真鶴・湯河原)	元禄型関東地震と神縄・国府津-松田断層帯地震の連動	8.8	12	
湘南海岸東部(藤沢)	慶長型地震	10.5	72	
三浦半島西部(鎌倉)	慶長型地震	14.4	80	

今回検討の対象とした地震の震源域





## 2 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査結果について

### (1) 経緯

平成23年3月11日 東日本大震災が発生

4月8日 環境省は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査」を実施

⇒県及び県内17市町・一部事務組合が、受入可能性があると回答

8月11日 環境省は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」と言う。）を発出（災害廃棄物の焼却灰の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下であれば、埋立処分可能）

10月7日 環境省が、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査」（以下「今回調査」と言う。）を実施

11月7日 県は、今回調査に係る横浜市、川崎市及び相模原市からの回答を環境省に送付

11月8日 九都県市首脳会議において、「被災地の復興支援のためのがれき処理については、国が責任をもって基準を定め、明確に説明すること。」を国へ要望することを決定

### (2) 今回調査に係る3市の回答の概要

団体名	受入想定 廃棄物	年間最大 受入可能量 (t/年)	受入にあたっての条件
横浜市			検討中
川崎市	可燃性混合廃棄物  粗大ごみ	19,000	<p>&lt;受入に関する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や他自治体と連携した受入体制の構築が必要</li> </ul> <p>&lt;放射性物質等に係る安全性に関する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインで示す安全確認や基準等について、更なる充実が必要</li> <li>・安全性については、国民の関心も高く、国の責任において、広く国民への周知が必要</li> </ul> <p>&lt;最終処分に関する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰を海面埋立により処分する場合の安全性の確保が必要</li> </ul> <p>&lt;費用負担に関する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入側での放射能濃度の測定費用等に係る国庫負担が必要 など</li> </ul>

団体名	受入想定 廃棄物	年間最大 受入可能量 (t/年)	受入にあたっての条件
相模原市	可燃性混 合廃棄物	18,400	<p>〈受入に関する事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や他自治体と連携した受入体制の構築が必要</li> <li>・ 搬出地において、分別、破碎、アスベスト等の有害物質の除去が必要</li> </ul> <p>〈放射性物質等に係る安全性に関する事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬出地における放射能濃度の測定の徹底</li> <li>・ 安全性については、国の責任において、住民への周知が必要</li> </ul> <p>〈最終処分に関する事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終処分場の残余容量が逼迫しており、広域的な対応が必要</li> </ul> <p>〈費用負担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入側での放射能濃度の測定費用等に係る国庫負担が必要 など</li> </ul>
計		37,400	

(3) 県の対応

県は、今回調査に回答した3市の受入に係る考え方を調整し、安全・安心の観点から統一した受入条件や処理方法を整理して、国と調整していく。

### 3 神奈川県電力・節電対策基本方針（平成 23 年度冬期改定版）の策定について

#### (1) 目的

- 本県では、東日本大震災に伴う夏期の電力不足に対応するため、7～9月の間、神奈川県電力・節電対策基本方針に基づき、県民、事業者、行政が一体となって使用電力の抑制等に取り組んできた。また、10月以降の秋期においても、同基本方針（平成 23 年秋期改定版）に基づき、夏期の取組を一部緩和して節電の取組を継続している。
- 今冬においては、東京電力管内では一定の供給予備率が確保される見通しではあるが、電源脱落等のリスクに備える必要があること等に鑑み、国は需要家に対して、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電を要請するとしている。

【参考】	12月	1月	2月	3月
東京電力管内の今冬の供給予備率(注)の見通し(政府発表)	6.7%	6.0%	4.4%	3.6%

注 供給力が需要をどの程度上回っているのかを示す指標。最低でも3%、通常8%以上が必要とされている。

- 県としては、こうした国の要請に対応するとともに、来夏を含め当面は慢性的な電力不足が懸念されることを踏まえ、節電の取組の継続的な実施を通じてライフスタイルの変革につなげていくため、引き続き電力・節電対策に取り組んでいく。

#### (2) 取組期間

平成 23 年 12 月 1 日(木)～平成 24 年 3 月 30 日(金)

#### (3) 取組方針のポイント

##### ア 県自らの率先した取組

- 県施設においては、国の節電要請を踏まえ、ピーク期間・時間帯（12月1日(木)～3月30日(金)の平日（12/29～1/4を除く。）の9時～21時）における使用最大電力の抑制に率先して取り組む。
- 各施設においては、施設ごとの節電実行計画は策定しないが、原則として、各月ごとに前年同月の使用最大電力を上限として（特別な事情がある場合を除く。）、県民サービスに支障を生じない範囲で、使用最大電力の抑制に取り組む。
- 具体的な取組の特徴（秋期改定版からの主な変更点）
  - ① 空調については、執務室等の暖房中の室温を原則 19 度となるよう適切に管理（医療機関等生命、健康に関わる施設を除く。）
  - ② 照明については、必要な照度(執務室等においては 300 ルクスを基本とする。)を確保しつつ、各部屋の状況や時間帯に応じて照明を削減(例：照明を3分の1程度間引き)

- ③ 業務執行に際しては、ウォームビズに心掛ける。
- ④ 各施設は、原則として各月ごとに使用最大電力の状況を把握するとともに、可能な範囲で、電力使用状況の「見える化」に努める。
- ⑤ 各月ごとの県施設全体の使用最大電力の状況をとりまとめ公表する。

#### イ 県民・事業者・市町村等と連携した取組

県民や事業者等に対しては、今冬以降も節電や省エネに継続して取り組んでいただき、ライフスタイルの変革につなげていくため、県として引き続き節電の呼びかけや取組の支援を行っていく。

## 4 神奈川県県民生活・経済対策について

本県では、東日本大震災の影響を踏まえ、県民の生活と県内経済活動の安定確保に向けた対策に取り組んでいる。

しかし、放射能の問題は依然として県民生活に影響を与えるとともに、昨今の円高等が県内の経済・雇用環境に影響を及ぼすことが懸念されている。

そこで、これら喫緊の課題に対応するため、次の3つの対策のさらなる強化を図る。

### (1) 県民生活安定対策

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、県内農産物や水道水などへの影響が懸念されることから、放射能測定機器の整備、県内農林水産物の放射能測定を行うとともに、東京電力(株)に対し、原子力発電所事故による被害に対する賠償手続き等の周知徹底を要請した。

#### ア 放射能測定機器の増設

##### ① 放射能濃度測定機

- ・水道水質センター(1台) 9月5日設置済
- ・農業技術センター(1台) 12月設置予定
- ・衛生研究所(1台) 平成24年3月設置予定

##### ② 空間放射線量の測定器

- ・モニタリングポスト(5基)サーベイメータ(3台) 平成24年3月設置予定

#### イ 県内の放射能測定状況

##### ① 大気

測定時期： 全市町村(7月、9月)、県立都市公園(10月)、モニタリングポスト(随時)

結果： 健康に影響のあるレベルではない

##### ② 水道

測定時期： 毎日

結果： (県営水道) 3月25日以降、測定結果はいずれも不検出  
(衛生研究所) 指標値を下回っている

##### ③ 食品

###### ○ 茶及び乾しいたけ以外の食品

測定時期： 牛乳、野菜類〔週1回程度〕、牛肉〔随時〕、魚介類〔2週間に1回程度〕

結果： 暫定規制値を下回っている

###### ○ 茶

一番茶で暫定規制値を超える放射性物質を検出した10市町村のうち、湯河原町を除く9市町村については、出荷制限の解除に向けた検査において、暫定規制値以下であったことから、出荷制限を解除した。暫定規制値を上回った湯河原町の茶については、来年の一番茶で出荷制限の解除に向けた検査をする予定

## ○ 乾しいたけ

相模原市内及び南足柄市内で生産された乾しいたけについて、10月21日及び11月8日に暫定規制値を上回る放射性物質を検出したため、相模原市、南足柄市及び関係農業団体に対し、当分の間、3月11日以降に収穫し加工した乾しいたけ（原木）の出荷及び使用を差し控えるよう自粛を要請

## ④ 下水処理場の汚泥等

- ・ 埋立処分を可能とする国の暫定基準値（1キログラム当たり8,000ベクレル）を下回っているが、周辺住民等の放射能に対する不安から埋立処分ができず、また、大半は再利用もできない状況
- ・ 汚泥焼却灰を安全に保管するため、保管用建屋を建設中
- ・ 11月1日、原子力災害対策本部、環境省及び国土交通省へ国の責任で最終処分場を確保すること等について、緊急要望を実施

## ウ 東京電力（株）の原子力発電所事故による被害に対する賠償（農業・観光・工業）

- ・ 県内農業者等の東京電力(株)に対する請求手続については、JAグループ内に設置された協議会が、農業者等の請求を取りまとめ、一括して請求
- ・ 県内中小企業等の事業者が賠償を確実に受けられるよう、東京電力(株)に対し、賠償手続き等の周知徹底を要請
- ・ 特に、神奈川県観光協会、(社)神奈川県商工会議所連合会、神奈川県中小企業団体中央会など関係団体に対する説明や資料提供を東京電力(株)に要請
- ・ さらに、風評被害の多い旅館等宿泊施設については、東京電力(株)が、11月8日及び9日に、箱根及び横浜で説明会(個別相談会)を実施

## (2) 経済対策

震災後の円高等により厳しい経営環境が続く中小企業の資金繰りを支援する「特別融資」の創設を行うとともに、県内企業の国際化を支援するためのセミナーを開催した。

また、観光客呼び戻しのため、キャンペーン等を実施した。

## ア 円高への対応

### ① 中小企業制度融資

- 「円高対応特別融資」の創設（平成23年10月14日～平成24年3月31日）
- 借換え制度による返済負担の軽減
- 「景気対策特別融資（セーフティ別枠）」の対象業種を原則全業種で継続（平成24年3月31日まで）

### ② 国際化支援

- 海外への販路開拓に関するセミナーなどを開催

## イ 観光事業支援

### ① かながわ再発見キャンペーンの実施

期 間： 10月1日～12月25日

内 容： PR冊子作成、ポスター作成、PRイベントの実施 など

② 宿泊キャンペーンの実施

期 間： 9月1日～3月11日

内 容： Web系旅行会社等の販売サイトと連携した宿泊魅力のPR、連泊を促進する宿泊商品の造成、PRリーフレット作成、ポスター作成 など

③ 海外観光プロモーションの実施

・中 国 9月26日～30日 海外メディア招聘

・タ イ 11月12日～16日 海外メディア招聘

・米 国 10月28日 知事が神奈川県観光の魅力を在米旅行者等へ紹介

(3) 雇用対策

厳しい雇用情勢が続く中で、非正規労働者の労働環境の改善や解雇・雇止め等の諸課題の解決に向けた支援に取り組むほか、若年者向けの合同就職面接会や中高合同就職面接会等を実施し、就業を支援していく。

① 「非正規労働者対策強化期間」の設定

期 間： 10月14日（金）～11月30日（水）

② 若年者向け支援事業

○ 合同就職面接会等の実施

実施日： 6月24日、10月5日・6日、11月29日・30日、2月15日

○ 業界別就職面接会の実施

実施日： 10月17日、11月7日、12月13日、2月22日、3月8日

○ 新卒未就職者等人材育成事業

期 間： 第二期研修期間9月1日～2月末

③ 中高年合同就職面接会の実施

実施日： 6月13日、9月14日、11月14日、1月24日

## 5 降下物の放射能濃度測定結果の誤りについて

本県では、福島第一原子力発電所事故を受け大気、水道水、食品を始めとする様々な対象項目の放射能濃度等を測定しているが、そのうち3月18日から1日に1回衛生研究所において測定している降下物の放射能濃度のデータの一部（3月20日～4月1日のうち6日分）に誤りがあった。

なお、放射能の人体への健康影響については、空間放射線量率から推定しているが、これまで公表してきた空間放射線量率に誤りはない。また、空間放射線量率と降下物の放射能濃度は、それぞれ別々の機器で測定しており、別のデータである。

### (1) 誤りの内容

別紙「降下物の放射能濃度測定結果」（15ページ）のとおり

### (2) 経過

ア 3月18日～

- ・ 降下物の放射能濃度測定を国（文部科学省）の委託事業として1日に1回実施（衛生研究所）
- ・ 測定結果は国へ報告し、国が全都道府県の測定結果をホームページで公表

イ 5月3日

- ・ 国から全都道府県あて、改めて降下物の放射能濃度の測定結果に関し報告するよう指示

ウ 5月13日

- ・ これまでの全データを再検証したところ、データの一部に誤りが判明したため、衛生研究所が国に対し、速やかに正しいデータを報告するとともに、ホームページの訂正を依頼
- ・ 同日以降も国に対して環境衛生課から訂正を要請（6月、10月）

エ 11月2日

- ・ 国が他県データ訂正分と併せ、本県データを訂正し公表する旨連絡あり
- ・ データ誤りの原因等を改めて究明

オ 11月18日

- ・ 降下物の放射能濃度測定結果に一部誤りがあったことについて公表
- ・ 国も本県データを訂正し公表

### (3) 測定値の計算が誤った理由

ア 降下物の放射能濃度は、単位面積あたりに降下した雨水や塵のなかに含まれる放射性物質の量を測定し算出する。降雨時には、採取全量の一部（0.08ℓ）を測定して、その日の採取全量に換算する必要があるが、その換算をしていなかった。

イ 放射能濃度を求める計算式の設定において、測定した試料の量（0.08ℓ）を入力すべきところ、試料を採取している容器の面積（0.049m<sup>2</sup>）を入力していた。

### (4) 再発防止策

ア 放射能情報を扱う関係者間の情報伝達体制を見直すとともに、部局内での情報共有化を図った。

イ 計算式の補正值及び設定に誤りが生じないように、計算シートをロックするなどファイルを修正した。

ウ 作業に従事する職員に対し、改めてデータ解析方法等の周知徹底を実施した。

エ 正確なデータを速やかに公表することは県の責務であることから、国の対応を待つことなく迅速に対応する。



## 降下物の放射能濃度測定結果

	採取日	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/m <sup>3</sup> ]			【参考】 空間放射線量率 ( $\mu$ Gy/h)	
		ヨウ素-131	セシウム-137	セシウム-134	最大値	最小値
①	3月20日(9時) ～21日(9時)	【正】 5600	【正】 1600	【正】 1400	0.073	0.044
		【誤】 750	【誤】 210	【誤】 190		
②	3月21日(9時) ～22日(9時)	【正】 9500	【正】 1800	【正】 1800	0.113	0.075
		【誤】 340	【誤】 110	【誤】 100		
③	3月22日(9時) ～23日(9時)	【正】 3600	【正】 110	【正】 97	0.107	0.093
		【誤】 1300	【誤】 64	【誤】 58		
④	3月23日(9時) ～24日(9時)	【正】 1800	訂正なし(42)	訂正なし(37)	0.100	0.094
		【誤】 3100				
⑤	3月27日(9時) ～28日(9時)	訂正なし(35)	【正】 12	【正】 10	0.081	0.075
			【誤】 20	【誤】 17		
⑥	3月31日(9時) ～4月1日(9時)	訂正なし(13)	【正】 8.8	【正】 7.6	0.073	0.067
			【誤】 5.9	【誤】 5.0		

(採取場所：茅ヶ崎市下町屋1-3-1 神奈川県衛生研究所内)

※ 降下物の放射能濃度：前日9時から当日9時までの24時間に採取した降下物（雨水や塵<sup>ちり</sup>）に含まれる放射性核種について、ゲルマニウム半導体検出器により、その種類と濃度を測定している。（参考2のとおり）

※ 空間放射線量率：NaI(Tl)シンチレーション検出器（モニタリングポスト）により空間の $\gamma$ 線量を連続して測定している。なお、空間放射線量率と降下物の放射能濃度は別々の機器で測定しており、それぞれ別のデータである。（参考4のとおり）

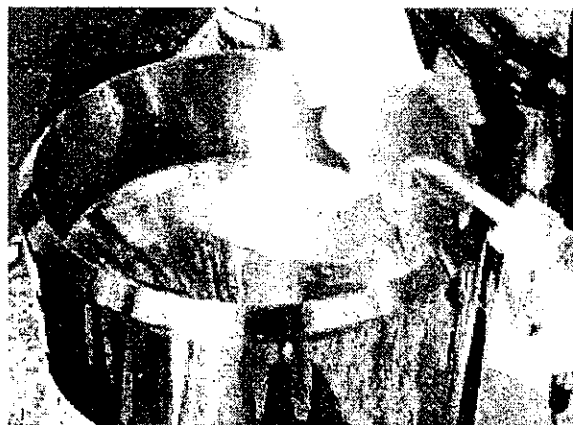
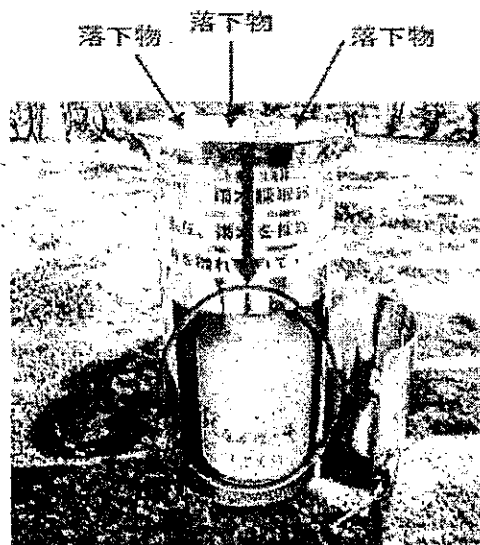
参考 1

降下物のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析調査結果(訂正後の数値)

採取日	核種別放射能濃度 (Bq(ベクレル)/m <sup>3</sup> )									神奈川県(茅ヶ崎市)の空間放射線量率 (μGy/h)		東京都(新宿区)の空間放射線量率 (μGy/h)	
	ヨウ素-131				セシウム-137				セシウム-134	最大	最小	最大	最小
	神奈川(茅ヶ崎市)	東京(新宿区)	埼玉(さいたま市)	千葉(市原市)	神奈川(茅ヶ崎市)	東京(新宿区)	埼玉(さいたま市)	千葉(市原市)	神奈川(茅ヶ崎市)				
3/21	5600	2900	7200	1100	1600	560	790	110	1400	0.073	0.044	0.0703	0.0443
3/22	9500	32000	22000	14000	1800	5300	1600	2800	1800	0.113	0.075	0.142	0.0958
3/23	3600	36000	22000	22000	110	340	320	360	97	0.107	0.093	0.155	0.127
3/24	1800	13000	16000	7700	42	160	180	210	37	0.100	0.094	0.148	0.139
3/25	39	173	160	130	7.7	37	17	23	4.9	0.093	0.089	0.138	0.132
3/26	28	220	91	320	14	12	16	86	11	0.089	0.084	0.132	0.123
3/27	6.4	100	57	42	ND	36	16	24	ND	0.083	0.079	0.122	0.117
3/28	35	46	59	51	12	5.5	13	35	10	0.081	0.075	0.116	0.112
3/29	11	37	34	36	5.7	18	13	26	4.9	0.075	0.072	0.112	0.107
3/30	13	21	32	57	12	5.4	13	34	8.5	0.072	0.071	0.108	0.104
3/31	29	50	270	63	52	68	260	75	44	0.074	0.068	0.110	0.100
4/1	13	38	18	39	8.8	26	25	76	7.6	0.073	0.067	0.103	0.0975

※ 網掛け部分が、誤りのあった数値  
 ※ 文部科学省のホームページで公表されている数値をもとに環境衛生課で作成  
 なお、東京都の空間放射線量率については東京都のホームページから引用

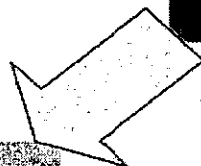
# 降下物(γ線)の測定方法(核種分析)



落下物を採取する(水で洗い流す)



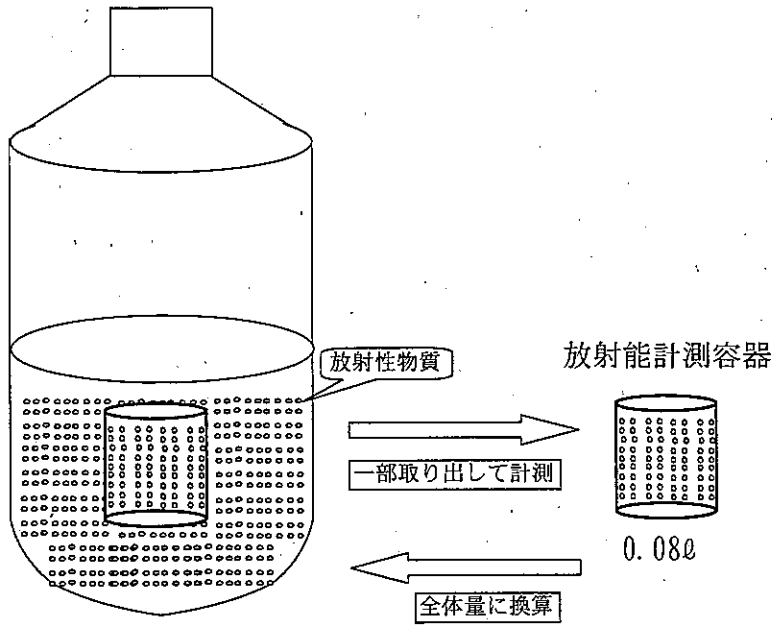
測定容器に移す  
( 0.08ℓ )



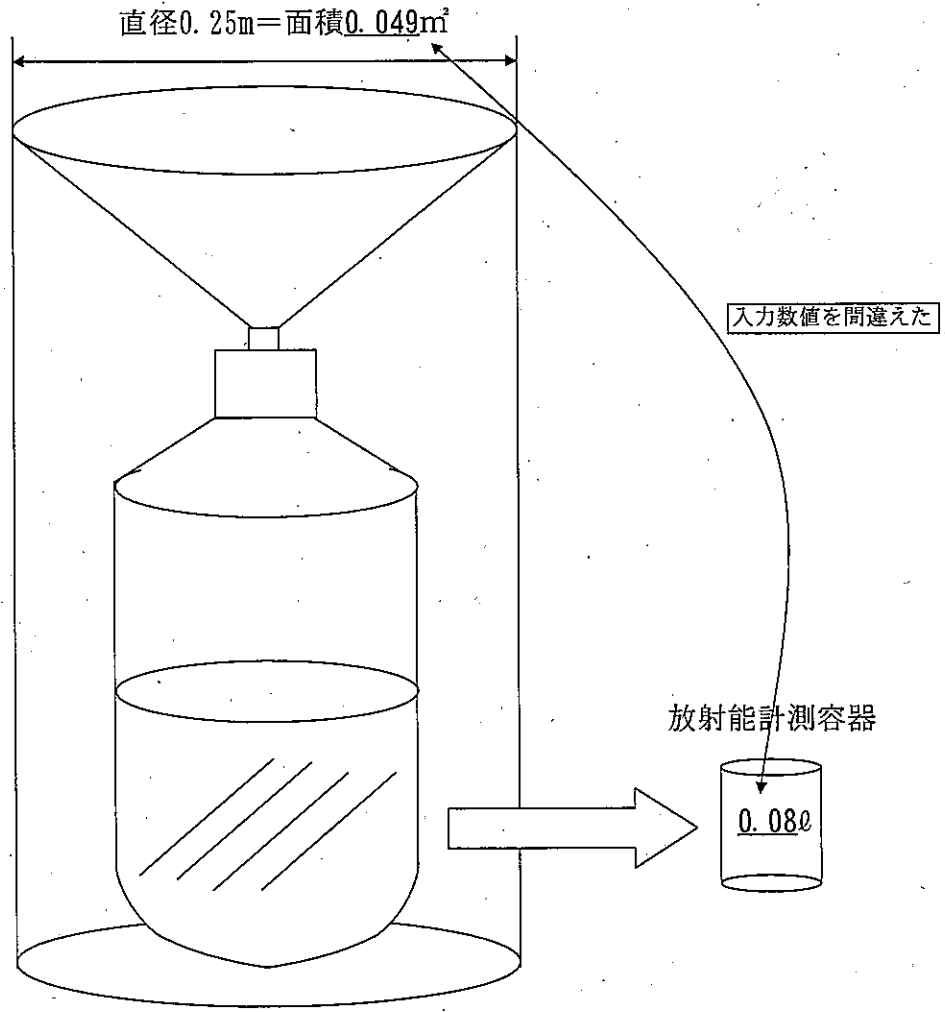
Ge半導体検出器で測定する

参考 3

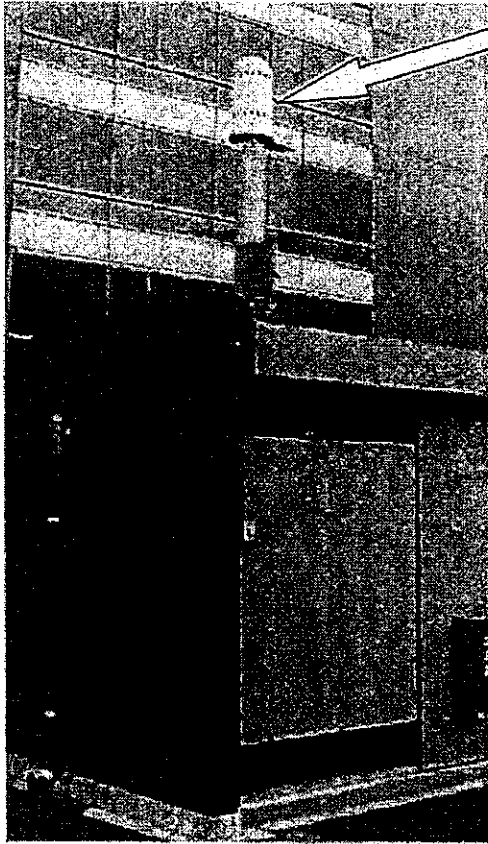
○ (3) アについて



○ (3) イについて



# 空間放射線量率の測定



NaI 検出器

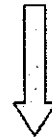
屋上に2×2インチのNaI検出器を設置



計測装置(計算結果)



記録計



数値を読み取る



結果の評価



送付

